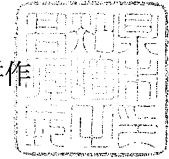


須総発第456号

令和6年10月1日

建設工事業者 様

須崎市長 楠瀬 耕作



須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領（営繕工事編）の一部改正について（通知）

このことについて、須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年3月29日付け須総発第158号通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、この須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領（営繕工事編）について、須崎市が発注する建設工事（営繕工事編）に適用するものとします。

記

1 改正内容

- （1）別紙2「週休2日制モデル工事確認要求書」を「工事条件変更等確認要求書」に改定しました。
- （2）別紙4の週休2日の補正係数について、「4週6休以上7休未満」、「4週7休以上8休未満」を補正の対象外とし、週休2日（4週8休以上）の達成を「通期の週休2日」、対象期間における全ての月での週休2日（4週8休以上）の達成を「月単位の週休2日」とし、経費等の補正係数を改定しました。

2 施行日

この試行要領は、令和6年10月1日以後に積算を行う工事から適用します。

（問い合わせ先）

総務課総務管財係 契約担当

TEL：0889-42-3791

須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)

(趣旨)

第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、須崎市が発注する営繕工事(建築物等の新築、改築、増築、模様替、改修及び修繕)で、土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」(以下「モデル工事」という。)を試行するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 モデル工事は、須崎市が発注する次に掲げる営繕工事を対象とする。ただし、現場施工が7日未満の工事、工期や作業工程に制約がある工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事を含む。)については対象外とする。

・受注者希望型

受注者がモデル工事の実施を希望する工事(第5条第2項に規定する特記仕様書の記載がない場合であって、工事着手前に受注者からモデル工事の実施について協議があり、適当と認めた場合を含む。)

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(休工日の確保)

第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。

2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休もモデル工事として認めるものとする。

3 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合もモデル工事として認めるものとする。

4 分離発注の場合の休工日は、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態を含む。

(実施方法)

第5条 受注者は、別途、監督職員が行う実施状況の確認を行う際に、監督職員が指定する様式により報告するものとする。

- 2 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示(別紙1参照)し、工期については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html)等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。
- 3 モデル工事の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「週休2日制モデル工事確認要求書」(別紙2参照)により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。
なお、モデル工事を実施しない場合においても、契約工期は変更しないものとする。
- 4 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成するものとする。
- 5 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。(別紙3参照)
- 6 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。
- 7 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面又は電子メールで提出するものとする。
- 8 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面又は電子メールにより発注者に報告するものとする。
- 9 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。
- 10 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(経費の負担)

第6条 着手後の休工日の確保状況に応じ、別紙4に掲げる補正(変更契約)を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。

なお、祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

(アンケート調査等)

第7条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第8条 モデル工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に積算を行う工事から適用する。

「週休2日制モデル工事」に関する特記仕様書への明示

「週休2日制モデル工事」の実施について

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。

実施にあたっては、須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)による。

☐受注者希望型

工事条件変更等確認要求書

年 月 日

須崎市長 様

(受注者)

㊞

建設工事請負契約書第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名(工事番号) ○○○○工事(○○ 第○○号)

2 工事場所 須崎市○○町

3 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

4 変更事項

建設工事請負契約書第 18 条第 1 項第 4 号による

具体的事項(必要に応じて図面、写真を添付して説明すること)

特記仕様書第○条の規定により週休2日制モデル工事を実施したいので、
確認をお願いします。

うえのことについては、次のとおり措置してください。

年 月 日

(受注者)

○○建設株式会社

代表取締役 ○○様

須崎市長

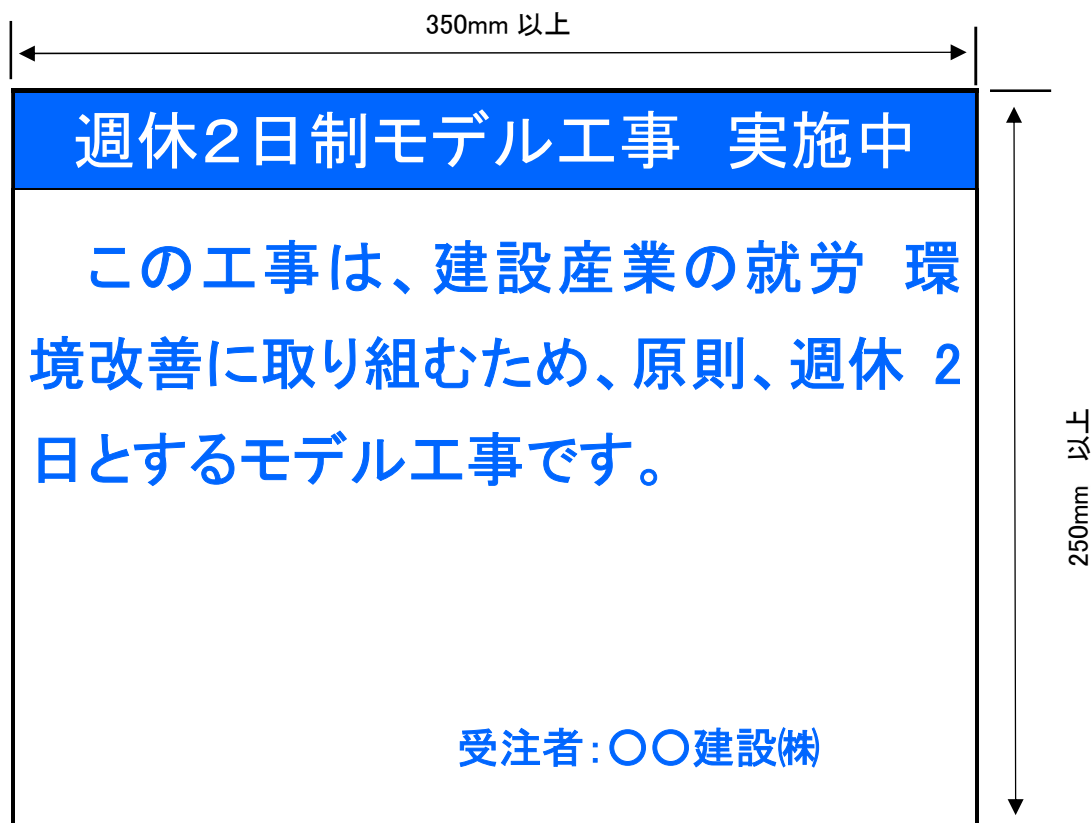
㊞

5 変更事項に対する措置方法(図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く。)

上記事項について適当と認めますので、施工計画書提出時に週休2日制モデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。

※工事条件変更等確認要求書提出の際は週休2日制モデル工事に対応した工程表を添付すること。

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

	補 正 係 数	
	通期の週休2日(4週8休以上)	月単位の週休2日(4週8休以上)
労務費	1. 02	1. 04

※4週8休以上:現場閉所率28. 5%(8/28日)以上

現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間の日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第3条による。

表 A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※1	月単位のモデル工事		通期のモデル工事	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価単価	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※1 「市場単価」:市場単価及び補正市場単価、「物価資料」:物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位のモデル工事		通期のモデル工事	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位のモデル工事		通期のモデル工事	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設置(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22